

令和3年4月6日

保護者の皆様

三次市立塩町中学校  
校長 藤井 清美

### 異常気象時等における臨時休業等の判断基準について(お知らせ)

春暖の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、本校教育に対しましてご理解・ご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における「臨時休業の措置等」の基準について次の通りお知らせいたします。

#### 「臨時休業等の判断基準」

当日の午前6時時点において、三次市に次の警報等が発令中であること。

(1) 特別警報	臨時休業
(2) 暴風警報又は洪水警報	臨時休業
(3) 土砂災害警戒情報	臨時休業
(4) 大雨警報	校長の状況判断により、臨時休業
(5) 大雪警報	校長の状況判断により、臨時休業

※上記の基準は三次市教育委員会の基準に基づいて定めています。

#### 【留意事項】

- ・臨時休業等の措置を講じる場合には、マメールにより連絡します。
- ・午前6時以降に警報が発令された場合に、すでに登校をしている生徒は、学校で待機します。生徒が自宅にいる場合は、そのまま自宅で待機させてください。
- ・登校後で安全確保のため状況に応じて途中で授業を打ち切り、下校の判断をすることがあります。

#### 【土・日・祝の部活動中止について】

- ・原則として、午前6時時点において、三次市にいずれか一つでも警報が発令されている場合は、部活動を中止とします。
- ・部活動中止の措置を講じる場合には、各部より連絡します。
- ・登校後で、安全確保のため、状況に応じて途中で活動を打ち切り、下校の判断をすることがあります。
- ・中体連等の大会の場合の判断は、主催団体の判断基準に従います。